**京都府アルコール健康障害対策推進計画**

**（中間案）**

**平成２８年１２月**

**京都府健康福祉部**

**目　次**

**１　はじめに**

**２　京都府アルコール健康障害対策推進計画について**

**３　基本的な考え方**

**４　計画の達成目標及び目標達成に向けた重点課題**

**５　取組の方向性**

**６　基本的施策**

**７　推進体制等**

**１　はじめに**

**府内の飲酒の状況**

本府の多量飲酒者（１日平均純アルコール（※１）を60g以上摂取する者）の割合は、平成18年の成人男性では5.7％、成人女性は0.9％でしたが、平成23年にはそれぞれ6.7％、3.1％であり、若干の増加、特に女性の割合の増加が顕著となっています。

また、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒する者（1日平均純アルコールを男性40ｇ、女性20ｇ以上摂取する者）は平成23年で男性22.5％、女性20.5％となり、平成22年全国値の男性15.3％、女性7.5％と比べ、高い値となっています。（「健康日本２１（第二次）（平成22年）」「京都府民健康・栄養調査」（平成18年）「京都府保健医療計画」（平成23年）より）

|  |
| --- |
| ※１　純アルコール摂取量  　　　純アルコール量20g（１単位）は、ビール中びん１本（500ml、アルコール度数５％）、清酒１合（180ml、アルコール度数15％）、ウィスキー・ブランデー（ダブル60ml、アルコール度数43％）  純アルコール量12g（１単位）は、ワイン（120ml、アルコール度数12％）が  目安  （厚生労働省「健康日本２１」より） |

**アルコール依存症患者の現状**

平成25年の調査では、全国のアルコール依存症（※２）者は約109万人と推計され、調査を開始してから初めて100万人を超えたとの報告がされました（平成25年厚生労働省研究班調査「ＷＨＯ世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」）。

この結果を京都府内の人口に置き換えた場合、府内のアルコール依存症者数は約2.2万人と推計されます。

　　　　一方、同報告では、アルコール依存症で治療中と答えたのは約８万人であり、必要にもかかわらず治療を受けていない人の多さが明らか、とされています。

|  |
| --- |
| ※２　アルコール依存症について（国際疾病分類ICD-10の診断ガイドライン）  　　　　　過去1年間に以下の項目のうち3項目以上が同時に1ヶ月以上続いたか、または繰り返し出現した場合をいう  1　飲酒したいという強い欲望あるいは強迫感  2 飲酒の開始、終了、あるいは飲酒量に関して行動をコントロールすることが困難  3 禁酒あるいは減酒したときの離脱症状  4 耐性の証拠  5 飲酒にかわる楽しみや興味を無視し、飲酒せざるをえない時間やその効果からの回復に要する時間が延長  6 明らかに有害な結果が起きているにもかかわらず飲酒 |

**２　京都府アルコール健康障害対策推進計画について**

**（１） 計画策定の趣旨**

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）（以下「基本法」という。）の理念に沿って、アルコール健康障害（「アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者・妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害」）に対し、本府の実情に応じ、発生から進行、再発の各段階に応じた予防施策を総合的に推進するため、本計画を策定するものとします。

1. **計画の位置づけ**

この計画は、基本法第14条第１項の規定による都道府県計画として策定します。

**（３）対象期間**

この計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの４年間とします。

**３　基本的な考え方**

**（１）基本理念**

基本法第３条の基本理念に則り、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた予防施策を実施するとともに、当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援を行うものとします。

また、アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行います。

1. **基本的な方向性**

**ア　正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり**

　　未成年者及び保護者への啓発や、京都市内を中心に学生が多い地域事情を踏まえ、若者を中心に飲酒に伴うリスクやアルコール依存症について正しく理解し、酒類とうまく付き合うための教育・啓発の推進及び酒類関係事業者による不適切な飲酒の誘引を防止する取組を促進します。

**イ　誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり**

　　　　　　府精神保健福祉総合センターや各保健所が中心となり、アルコール関連問題の相談支援の場所を明確化し、幅広い関係機関や、自助グループ及び民間団体との連携により、適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。

**ウ　医療における質の向上と連携の促進**

　　　　　　地域においてアルコール依存症の治療・研究・人材養成等の中心となる拠点機関の整備を進めるとともに、アルコール健康障害への早期介入を含め、一般医療機関との連携を推進します。

**エ　アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり**

　　　　　　アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症並びに回復及び社会復帰について、理解を促進します。

**４　計画の達成目標及び目標達成に向けた重点課題**

　　　　アルコール健康障害対策を図っていく上での達成目標を次のとおり設定するとともに、その目標達成に向けた重点課題を中心に取組を推進します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目指す目標（成果指標） | 現在値（平成２３年度） | 目標値（平成２９年度） |
| 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 | 男性　　　　　女性  22.5％　　　20.5％ | 男性　　　　女性  20.5％　　　19.0％ |
| 未成年飲酒者 | － | なくす |
| 妊娠中の飲酒者 | － | なくす |

1. **飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防**

**＜達成目標＞**「きょうと健やか２１（第２次）」より記載。平成30年度以降については、今後の同計画の見直し状況を踏まえて記載。

「きょうと健やか２１（第２次）」より

**＜重点課題＞**

ア　特に配慮を要する者（未成年者、妊婦、若い世代）に対する教育・啓発

イ　アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

1. **アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備**

**＜達成目標＞ 平成29年度中に次の取組を実施**

ア　地域における相談拠点の明確化

　　 「アルコール健康障害対策マップ（仮称）」の作成

イ　アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

**＜重点課題＞**

　　　　 ア　アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かりやすく気軽

に相談できる相談拠点について、広く周知を図る。

イ　アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の構築

**５　取組の方向性**

各段階に応じたアルコール健康障害対策に取り組みます。

**（１）発生予防（１次予防）**

　　 アルコール健康障害に関する府民の正しい理解を深めるため、アルコール健康障害に関する啓発と依存症に対する偏見解消に向けた取組を進めます。

**（２）進行予防（２次予防）**

　　 医療、保健、福祉などの関係機関・団体等と連携し、アルコール健康障害の早期発見、早期介入の取組を進めます。

**（３）再発予防（３次予防）**

　　 アルコール健康障害に関する医療・保健・福祉活動の充実、相談支援機能の強化、自助グループの活動支援等を行うこととし、アルコール健康障害の再発防止・回復支援の取組を進めます。

**６　基本的施策**

**（１）発生予防（１次予防）**

**ア　教育の振興等**

・小学校から大学等、教職員に対する理解促進、普及啓発を行います。

・家庭における未成年者の飲酒を防止するため、未成年者の飲酒に伴うリスクについて保護者等への啓発を行います。

・若者向けに、地域での相談拠点を明確化した「アルコール健康障害対策マップ（仮称）」を作成、配布するなどし、成人式・大学入学式等での啓発を行います。

**イ　若者等へ飲酒強要等の防止**

大学生等の一気飲みや不適切飲酒による死亡事故、事件等の事例があり、関係団体と連携・協働して次の取組を進めます。

・大学生、専門学校生については、公益財団法人大学コンソーシアム京都と協働で、アルコール健康障害に対して正しく理解し、自主的な啓発活動を行うなど学内での不適切な飲酒の防止を推進する「学生啓発リーダー」の養成を行います。

・飲食業生活衛生同業組合等との協働により、酒類を提供する飲食店等に対し、店内での一気飲みや飲酒の強要の防止に向けた取組を進めます。

**ウ　不適切な飲酒への対策**

（未成年者）

・飲酒による身体への影響や適度な飲酒量などに関する正しい情報を発信します。

・コンビニエンスストア、ネットカフェ、カラオケボックス等における酒類の販売時の年齢確認の実施状況について、継続した立ち入り調査を行います。

（妊婦）

・市町村保健事業や、医療機関と協働した妊婦に対する正しい知識の普及を行います。具体的には、妊婦に対する教育場面、母子手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の際に啓発資料の配付や注意喚起を行うよう働きかけます。

**エ　アルコール依存症の正しい知識の普及**

・アルコール関連問題に対する認識を深め、正しい知識の普及を図るとともに、アルコール依存症の各種予防対策を効果的に推進するため、京都市、断酒会との共催による「アルコール関連問題セミナー」を開催します。

　　・京都府で養成する「こころの健康推進員」について、保健所や市町村と連携の上で、アルコール関連問題も含めた相談に応じるとともに、活動を通じアルコール依存症の正しい知識の普及を行います。

**オ　飲酒運転防止**

　　京都府交通対策協議会で行う「飲酒運転根絶府民運動」での取組を中心に次の取組等を行います。

・酒類を提供する飲食店等と協力し、ハンドルキーパー運動を促進します。

・酒類を提供する飲食店等の店内に公共交通機関の運行最終時間、運転代行サービスの掲示等の協力を求めます。

**カ　様々な機関が連携した相談体制構築**

|  |
| --- |
| ・自殺の問題の中にはアルコール依存症が背景にあり、また、アルコール  依存症の背景には、飲酒運転、暴力、虐待、生活困窮があるなど、問題  が複合的であることが多いため、これらの関係機関や民生児童委員、薬  局、関係市町村行政、ＳＫＹセンターにおける取組とも連携した相談体  制を構築します。  ・大切な人との死別や退職など、大きな環境の変化を契機としてアルコー  　ル依存症になる事例も見受けられるため、各種関係機関との連携において、アルコール依存症への予防も含めた相談を実施します。 |

1. **進行予防（２次予防）**

**ア　「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置**

　　　　・アルコール健康障害の医療に関する研究、治療及び人材養成のさらなる推進を図るため、京都府の中心となる専門医療機関を定めます。

　　　　・アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結びつけるため、医療関係者の技術の向上に取り組みます。

**イ　　アルコール医療の推進と連携強化**

　　　 ・専門医療機関を中心に、かかりつけ医療機関、一般内科等アルコール健康障害を有する者を診察する医療機関、精神科医療機関、薬局、自助グループ、健康診断及び保健指導に関わる従事者、相談機関等、様々な関係機関の連携強化を目的とした「かかりつけ医等アルコールゲートキーパー研修（仮称）」を開催します。

　　　　　・また、研修受講者については、地域におけるアルコール健康障害対策推進の中心的な存在として、既存の協議会を活用しながら、関係機関相互のネットワーク構築を進めます。

**ウ　健康診断及び保健指導**

　　　 ・健康診断及び保健指導に関わる従事者が、アルコール健康障害を有する者又はその疑いのある者を早期に発見し、適切な助言を行い、必要に応じてアルコール専門医療機関や相談機関、行政等との連携が図れるよう、「対策マップ（仮称）」の配布等を通じ、取組の周知を行います。

**エ　人材養成**

　　　 ・アルコール健康障害対策における医療従事者等の人材養成にあたり、国（久里浜医療センター等）において実施される、アルコール関連問題に関する研修への参加を促し、その人材を活用したさらなる普及啓発を図ります。

　　　　・「アルコール関連問題セミナー」に保健師、地域包括支援センター等の専門職員の参加を促し、アルコール関連問題の相談支援を行う人材を養成します。

**オ　調査研究の実施**

・アルコール依存症患者のうち治療中の者が約８万人にとどまる現状を踏まえ、必要な患者に必要な治療が行き届くよう、福祉、自助グループ等との連携体制等の調査、研究を行います。

1. **再発予防（３次予防）**

**ア　「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置**（２次予防再掲）

**イ　地域における相談拠点の明確化**

・府精神保健福祉総合センターや各保健所等を中心として、アルコール健康障害を有する者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談拠点を明確化し、関係機関一覧を掲載した「アルコール健康障害対策マップ(仮称)」の作成、配布等を通じて周知を行います。

**ウ**　**家族支援体制の整備**

・各保健所等単位で、アルコール健康障害を有する方の家族に対して学習会及び意見交換会を行い、適切な支援を実施します。

**エ　飲酒運転をした者に対する指導等**

・飲酒運転をした者について、アルコール依存症が疑われる場合には、必要に応じ府精神保健福祉総合センター、各保健所を中心に地域の関係機関が連携し、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療へと繋ぎます。

**オ　社会復帰支援**

・アルコール依存症は「アルコール使用による精神および行動の障害」として精神障害者保健福祉手帳の対象となり得るものであることを含め、手帳制度の周知に努めます。

・京都ジョブパーク及びハローワーク等と連携し、企業・職場に対し、アルコール依存症が回復する病気であること等、アルコール依存症に対する正しい理解を進め、就労及び復職の支援を行います。

　　 ・「アルコール依存症セミナー」を開催し、正しい知識の普及と依存症の

方の社会復帰の促進を図ります。また、セミナーを通じて、家族等の悩

みや不安を軽減し、心の健康の回復や家族関係の修復を図り、本人の社

会復帰を促します。

**カ　民間団体の活動支援**

　　　　　・断酒会、京都マック、ＡＡ（ｱﾙｺﾎｰﾘｸｽ・ｱﾉﾆﾏｽ、飲酒問題を解決したいと願う相互援助（自助グループ）の集まり）等のアルコール依存症からの回復支援を行っている自助グループや関連団体の活動を支援します。

　　　　　 具体的には、保健所等による例会等事業への協力、民間団体と協力した保健所等が実施する研修会、講習会の企画、警察や教育委員会とも連携した啓発活動への支援を行います。

**７　推進体制等**

1. **関連施策との有機的な連携**

本計画に基づく施策推進にあたっては、京都府保健医療計画（健康増進計画部分）に基づく施策、交通安全府民運動に基づく取組等関連施策との有機的な連携により取り組むこととします。

1. **見直しの考え方及び計画の推進体制**

本計画の策定後も、国の基本計画の動向や、「きょうと健やか２１」（「京都府保健医療計画」の健康増進部分）の見直し状況を踏まえるとともに、地域課題の解決の場として、学識経験者、医療、福祉、当事者・支援団体等の代表者で構成する「京都府アルコール健康障害対策推進会議」における議論を踏まえ、必要な事項の協議や計画の達成状況の評価等を実施していくこととします。